

事 務 連 絡

平成17年12月16日

日本製薬団体連合会
安 全 性 委 員 会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

患者向医薬品ガイドを作成する医薬品の特定について（その2）

患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品については、平成17年11月22日付薬食安発第1122001号・薬食監麻発第1122004号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・監視指導・麻薬対策課長通知「患者向医薬品ガイドの運用について」に基づき提出された平成17年12月14日付日薬連発第753号「注射剤を除く抗リウマチ薬、注射剤を除く血小板凝固阻止剤及び抗血小板剤、注射剤を除く喘息治療薬で「患者向医薬品ガイド」を作成しようとする医療用医薬品の成分、品目について」を確認し、別添のとおりとします。

当該医薬品の「患者向医薬品ガイド」を作成する際は、平成17年6月30日付薬食発第0630001号厚生労働省医薬食品局長通知により、その原案を作成し、貴委員会においてとりまとめの上、平成18年2月13日までに、書面及びフレキシブルディスクにより、独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全部安全性情報課安全性情報支援室に提出をお願いします。

患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品

1. メトトレキサート
2. レフルノミド
3. ワルファリンカリウム
4. シロスタゾール
5. 塩酸チクロピジン
6. d 1-塩酸イソプロテレノール (吸入液)
7. 硫酸オルシブレナリン (吸入液)
8. 硫酸サルブタモール (エアゾール、吸入液)
9. キシナホ酸サルメテロール
10. ストメリンD
11. 塩酸トリメトキノール (吸入液)
12. 臭化水素酸フェノテロール (エアゾール)
13. 塩酸プロカテロール (エアゾール、ドライパウダー、吸入液)

事 務 連 絡

平成17年12月16日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

患者向医薬品ガイドを作成する医薬品の特定について（その2）

患者向医薬品ガイドの運用については、平成17年11月22日付厚生労働省医薬食品局安全対策課・監視指導・麻薬対策課事務連絡により連絡したところですが、今般、患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品を確認し、日本製薬団体連合会安全性委員会あて別添のとおり連絡しましたので、お知らせします。



事 務 連 絡

平成17年12月16日

日本製薬団体連合会
安 全 性 委 員 会 御 中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

患者向医薬品ガイドを作成する医薬品の特定について（その2）

患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品については、平成17年11月22日付薬食安発第1122001号・薬食監麻発第1122004号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・監視指導・麻薬対策課長通知「患者向医薬品ガイドの運用について」に基づき提出された平成17年12月14日付日薬連発第753号「注射剤を除く抗リウマチ薬、注射剤を除く血小板凝固阻止剤及び抗血小板剤、注射剤を除く喘息治療薬で「患者向医薬品ガイド」を作成しようとする医療用医薬品の成分、品目について」を確認し、別添のとおりとします。

当該医薬品の「患者向医薬品ガイド」を作成する際は、平成17年6月30日付薬食発第0630001号厚生労働省医薬食品局長通知により、その原案を作成し、貴委員会においてとりまとめの上、平成18年2月13日までに、書面及びフレキシブルディスクにより、独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全部安全性情報課安全性情報支援室に提出をお願いします。

患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品

1. メトトレキサート
2. レフルノミド
3. ワルファリンカリウム
4. シロスタゾール
5. 塩酸チクロピジン
6. d 1-塩酸イソプロテレノール (吸入液)
7. 硫酸オルシブレナリン (吸入液)
8. 硫酸サルブタモール (エアゾール、吸入液)
9. キシナホ酸サルメテロール
10. ストメリンD
11. 塩酸トリメトキノール (吸入液)
12. 臭化水素酸フェノテロール (エアゾール)
13. 塩酸プロカテロール (エアゾール、ドライパウダー、吸入液)

事 務 連 絡

平成17年12月16日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全部 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

患者向医薬品ガイドを作成する医薬品の特定について（その2）

今般、患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品を確認し、日本製薬団体
連合会安全性委員会あて、別添のとおり連絡しましたのでお知らせします。



事 務 連 絡

平成17年12月16日

日本製薬団体連合会
安 全 性 委 員 会 御 中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

患者向医薬品ガイドを作成する医薬品の特定について（その2）

患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品については、平成17年11月22日付薬食安発第1122001号・薬食監麻発第1122004号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・監視指導・麻薬対策課長通知「患者向医薬品ガイドの運用について」に基づき提出された平成17年12月14日付日薬連発第753号「注射剤を除く抗リウマチ薬、注射剤を除く血小板凝固阻止剤及び抗血小板剤、注射剤を除く喘息治療薬で「患者向医薬品ガイド」を作成しようとする医療用医薬品の成分、品目について」を確認し、別添のとおりとします。

当該医薬品の「患者向医薬品ガイド」を作成する際は、平成17年6月30日付薬食発第0630001号厚生労働省医薬食品局長通知により、その原案を作成し、貴委員会においてとりまとめの上、平成18年2月13日までに、書面及びフレキシブルディスクにより、独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全部安全性情報課安全性情報支援室に提出をお願いします。

患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品

1. メトトレキサート
2. レフルノミド
3. ワルファリンカリウム
4. シロスタゾール
5. 塩酸チクロピジン
6. d 1-塩酸イソプロテレノール (吸入液)
7. 硫酸オルシブレナリン (吸入液)
8. 硫酸サルブタモール (エアゾール、吸入液)
9. キシナホ酸サルメテロール
10. ストメリンD
11. 塩酸トリメトキノール (吸入液)
12. 臭化水素酸フェノテロール (エアゾール)
13. 塩酸プロカテロール (エアゾール、ドライパウダー、吸入液)